

戦後の選挙郵便

滝川 碩祠

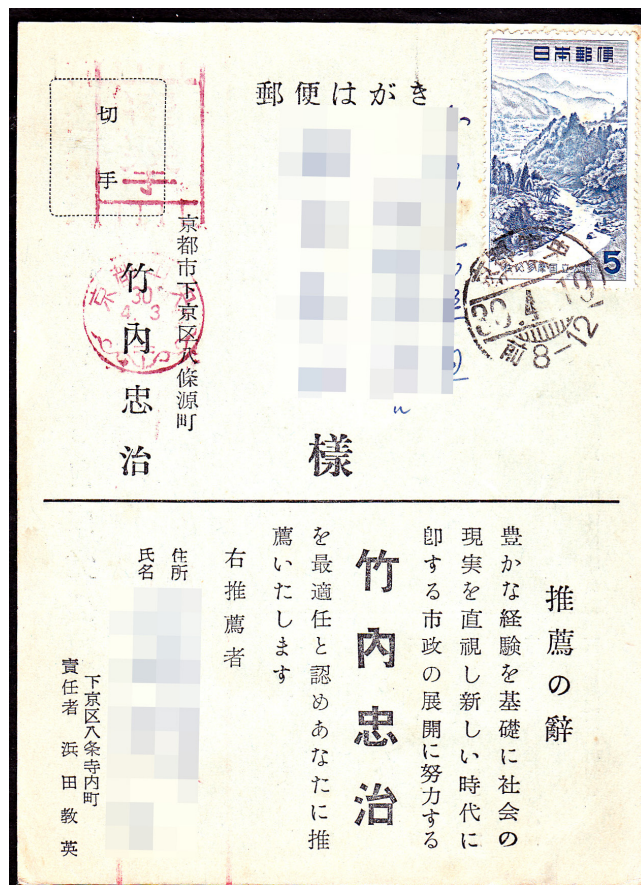
年 月	郵便料金	摘 要
21年	5銭	戦後初めての衆議院選挙(第22回総選挙 4/10)) GHQの命令により戦後日本の復興、民主化ため行われる 1. 婦人に参政権を付与 2. 選挙年齢を25歳から20歳へ 3. 中選挙区単記制から大選挙区制限連記制 4. 選挙運動の大幅緩和 無料郵便の適用はなく、全て有料で一般郵便物の扱い 物資不足に対応し、通信院は候補者1人につき官製葉書1万枚、私製葉書3千枚(10枚で10銭)を限度とし購入券と引き換えで売り捌いた。 料金収納唐草印(機械印)の使用、選挙葉書にのみ使用
	15銭(7/25)	
22年	50銭(4/1)	22年4月 日本国憲法施行前に一斉選挙 4月5日 戦後初めての公選知事選挙 4月20日 参議院選挙(第1回) 4月25日 衆議院選挙(第23回) 選挙法改正により選挙無料郵便が復活し規定の枚数が無料で配給され、これ以外は頒布できないこととなった。 衆議院・参議院(地方区)各2万枚 参議院(全国区)3万枚 知事1万枚 選挙郵便差出表を添え差出 葉書表面上部左側に「選挙」表示の義務化 旧葉書(楠公5銭、桜5銭)を支給 在庫がない場合のみ15銭葉書を使用 配給される官製葉書には5銭をのぞき両額印面に局名印を押捺 知事選挙では選挙郵便差出票(価格表記郵便の封緘紙)の調整が間にあわず、郵便局名だけを押印した葉書を交付 22年8月からの参議院補欠では主に桜15銭葉書を交付
23年	2円(7/10)	23年10月自動押印機上下にバーなしの選挙機械印の登場
24年		第24回衆議院選挙(1/23) 選挙事務用以外の選挙郵便はすべて禁止された 選挙運動等の臨時特例に関する法律により、選挙事務所の設置、立会人の依頼、演説会、その他選挙事務の連絡の為、候補者1人に1000枚の選挙事務証紙がわたされた。選挙事務証紙には当時の2円農婦切手に「選挙事務」と赤で加刷された証紙が発行された。 この選挙郵便は選挙事務用無料郵便として扱われ 官製葉書と交換(桜15銭葉書を使用) 封書に直接貼付 私製葉書に直接貼付 の3通りがあります。いずれの場合も表面右下隅に朱色の斜線を表示しなければならない。 50銭稲束葉書 は22年5月に発行されておりますが、大量に残っていた桜15銭葉書が使われ使用例は希少です。 確認出来たのは24年11月18日の参議院福岡補欠選挙が最初です。

年 月	郵便料金	摘 要
31年		31年6月の改定 郵便切手は左側上部、料金別納とするものについては下部に表示し、選挙表示印を受けなければならない。
33年		33年6月の改正 地方選挙の町村長、町村議会議員の候補者にも規定の枚数の選挙葉書が有料で出せるようになった。(町村の長千枚 議員3百枚) 消印は楕型印で、B欄に告示日、C欄に選挙の文字の入った楕型選挙印が登場。
41年	7円(7/1)	41年7月18日に発光葉書、発光切手が発売、埼玉の一部地域で地方選挙が実施され 発光葉書、発光切手貼の選挙葉書が出現
42年		42年8月に7円飛天葉書が発売されましたが3種類あります。 番号枠のないもの 42. 8. 1～ 宛先のみ番号枠があるもの 43, 6, 1～ 宛先、差出人とも番号枠のあるもの 44.10. 1～47.1. 31 43年6月13日の参議院千葉地方区で 日立型の選挙印
45年		日本復帰の2年前、沖縄で衆議院、参議院の国政参加選挙を実施 当時現行葉書のちんちん馬1. 5セント葉書が使用される。
47年 51年 56年	10円(2/1) 20円(1/25) 30円(1/20) 40円(4/1)	56年1月20日の料金改正は2段階値上げとなり、30円料金時代は70日間となり選挙葉書は少ない。 官製の麻布菩薩30円 私製のツバキ30円貼 63年4月1日にバイ貝40円切手が発売されておりますが菜の花40円切手が大量に残っており バイ貝40円 の使用例はあ極少ない。 選挙期間中に料金改正があった場合 郵便料金は差出日による。 56年7月7日に エコー葉書 発売されましたが、料金が5円安いことから有料の地方選挙で使用、国政選挙でも使われた例あり。
平成1年	41円(4/1)	オシドリ41円 は 平成4年11月30日に発売されましたが平成5年3月15日以降告示される選挙からはすべて無料となる。 41円の使用期間は4ヶ月半の短期間となる。 この間ヒオウキガイ41円の使用がほとんどである。
平成6年	50円(1/24)	平成6年の公職選挙法の改正により衆議院小選挙区選挙において候補者届出政党は都道府県ごとに2万枚に届出候補者の数を乗じた選挙葉書を有料で頒布出来る。
平成26年	52円(4/1)	12月2日公示の衆議院選挙1回のみ

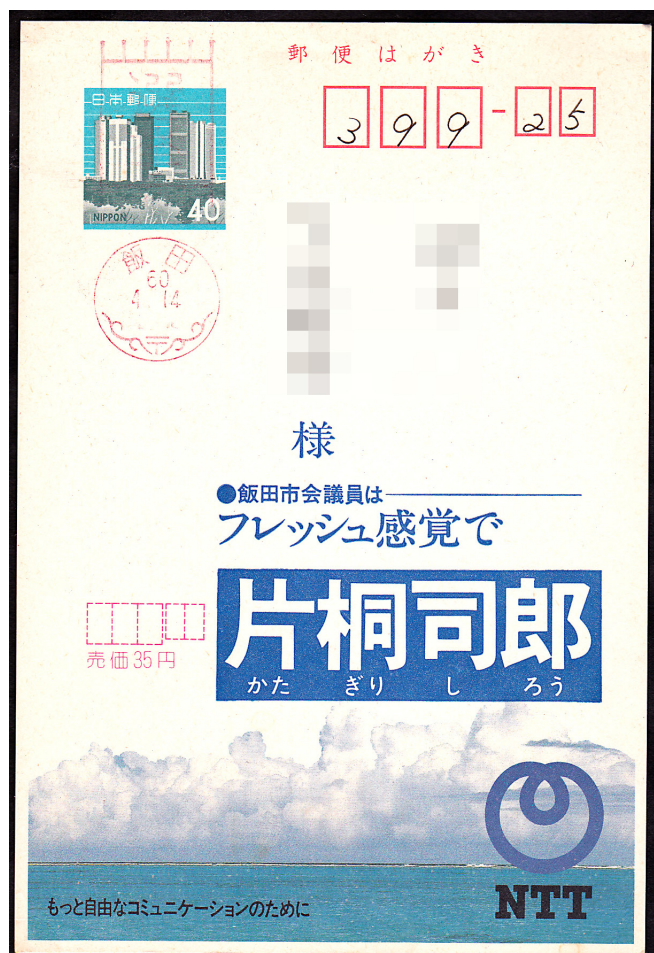
年 月	郵便料金	摘 要
25年		25年4月の改正 4月15日「公職選挙法」成立、従来の選挙関連法規はこの「公職選挙法」一本に纏められた。選挙無料郵便規則も「公職選挙無料郵便規則」に改められ現在に至っております。 主な改正点は 旧葉書から現行葉書の支給に(紫2円議事堂) 選挙印は箱型から上下にバーのある新しいものに 印色はトビ色 (広告日付印と同じ) 都道府県の教育委員にも無料交付 教育委員選挙 25年の改正で都道府県の教育委員にも一人1万枚を交付(第2回) 教育の一般行政からの独立、地方分権化が目的でしたが、国民意識の低さ等、種々問題があり31年公選制から任命制にかわる。
26年	5円(11/1)	26年3月の改正 公職選挙無料郵便規則が公職選挙郵便規則と改正され 地方選挙も有料で頒布可能に (区のある指定都市の長1万枚 議員千枚 教育委員3千枚 その他市の長2千枚 議員5百枚 教育委員千枚) 国政選挙は無料で黒色 地方選挙は有料でトビ色となる。 この改正により地方選挙も有料で、私製葉書が料金別納や切手貼で差し出せるようになった。これには2つのやり方がある。 ①予め告示日の入った選挙表示印を受けておき、切手は選挙印の下に貼付、差出日の消印が押される。 ②切手を予め左上部に貼り、宛名を書き候補者証明書とともに差し出す。現在と同じで日付は告示日 2円農婦切手貼の私製葉書 26年3月～ 5円尾長鶏 26年12月～ 5円オシドリ 30年9月～31年6月 この中では5円尾長鶏が比較的多く2円農婦、5円オシドリが希少です。 公示と告示の違いについて 財産区(特別地方公共団体の選挙) 市町村合併の際に旧市町村が所有管理していた、土地や財産を新市町村に引き継がず旧市町村が管理する行政組織、区会議員は全住民により選挙で選出。公職選挙法が適用される。 5円時代が26年11月から41年6月まで15年間続きますが衆議院選挙6回、参議員選挙が5回実施されておりますが、大きな変更はありません。
27年		現行新選挙印の制定 27年9月公職選挙郵便規則の改正、上部に選挙の枠付刻印、下部に局名、選挙告示日を表示した局名印改められ現代に至っている。



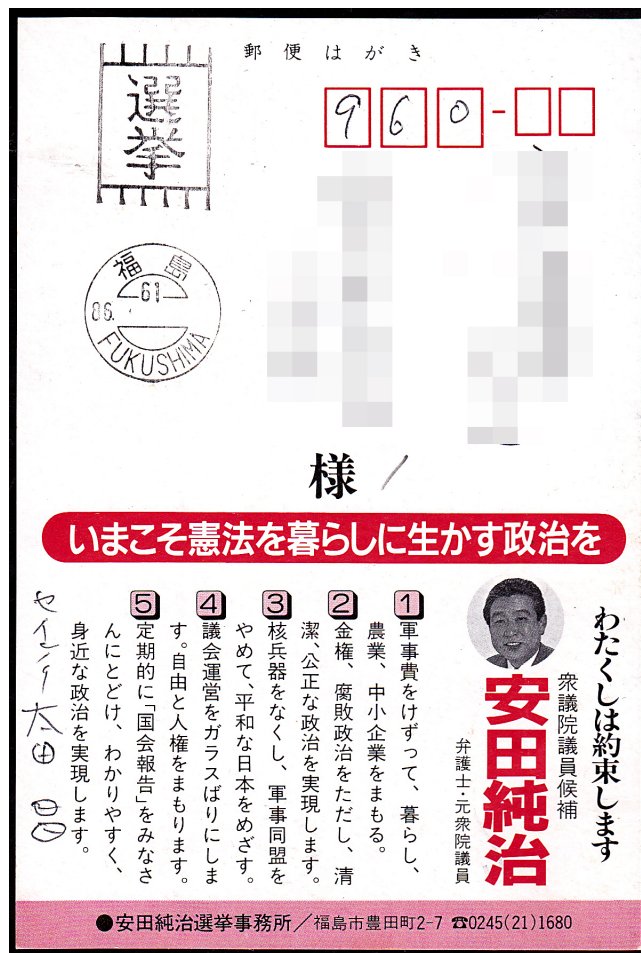
昭和 24 年 2 円証紙貼り選挙ハガキ



昭和 30 年京都市議選



昭 60 年飯田市議選 (エコーはがき)



昭和 61 年衆議院選